主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人小林直人、同小長井良浩、同小林優、同大久保純一郎、同比志島竜蔵、同 内藤義憲、同杉本昌純、同水嶋晃、同伊藤公の上告趣意第一点ないし第五点は、判 例違反をいうが、所論引用の判例中2は、地方裁判所の判決であつて、刑訴法四〇 五条二号、三号所定の判例に該当せず、その余の判例は、すべて本件に不適切であ るから、前提を欠き、同第五点中違憲(二八条)をいう点は、実質は行為の正当性 を主張する単なる法令違反の主張に帰するものであり(原判決は、所論のように、 使用者の庁舎管理権のみを根拠として、本件ビラ貼り行為の正当性を否定したもの でないことは、判文上明らかである。)、さらに、同第三点、第四点中右ビラ貼り 行為は、刑法二六〇条の建造物損壊ということはできないとする点は、事実誤認な いし単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四○五条の上告理由に当らな い。(A公社職員をもつて構成するB労働組合東海地方本部副執行委員長等の地位 にある被告人らが、多数の者と共謀の上、斗争手段として、当局に対する要求事項 を記載した原判示ビラを、建造物またはその構成部分たる同公社東海電気通信局庁 舎の壁、窓ガラス戸、ガラス扉、シヤツター等に、三回にわたり糊で貼付した所為 は、ビラの枚数が一回に約四、五百枚ないし約二五〇〇枚という多数であり、貼付 方法が同一場所一面に数枚、数十枚または数百枚を密接集中させて貼付したこと等 原審の認定した事実関係のもとにおいては、右建造物の効用を減損するものと認め られるから、刑法二六○条にいう建造物の損壊に該当するとした原審の判断は、正 当である。)

また、記録を調べても、本件について刑訴法四一一条を適用すべきものとは認め られない。 よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	_	郎
裁判官	五鬼	上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	下	村	≡	郎